

京都府交通安全計画について	
概 要	<p>京都府交通安全計画は、中央交通安全対策会議（所管：内閣府）が作成する交通安全基本計画に基づき、京都府交通安全対策会議が府域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等について定めるもので、交通安全対策基本法によりその策定が義務付けられている。</p>
根 拠	<p>交通安全対策基本法（昭和45年法律第110条）第25条第1項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○制 定：昭和45年6月1日 ○内 容：交通安全対策会議、交通安全計画、交通の安全に関する基本施策
策定主体	<p>京都府交通安全対策会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ○設置年：昭和45年 ○根 拠：交通安全対策基本法第16条、京都府交通安全対策会議条例 ○会 長：知事 ○委員等：22名（府警察本部長、京都市長、指定地方行政機関の長など） ○幹 事：30名 ○事務局：京都府府民環境部安心・安全まちづくり推進課
計画期間	5 箇年
策定状況	<p>第1次（昭和46年度～50年度） 第2次（昭和51年度～55年度） 第3次（昭和56年度～60年度） 第4次（昭和61年度～平成2年度） 第5次（平成3年度～7年度） 第6次（平成8年度～12年度） 第7次（平成13年度～17年度） 第8次（平成18年度～22年度） 第9次（平成23年度～27年度） 第10次（平成28年度～32年（令和2年）度） 第11次（令和3年度～7年度）</p>
上位計画	<p>交通安全基本計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ○作 成：中央交通安全対策会議（会長：内閣総理大臣） ○根 拠：交通安全対策基本法第22条 ○状 況：第1次から第11次まで策定 <p style="text-align: center;">※令和3年3月29日、第11次計画（令和3年度～7年度）策定</p>